

2-5 総合操作盤を設置しなければならない防火対象物

規則第12条第1項第8号ハの規定により、総合操作盤を設けなければならない防火対象物については、消防法施行規則第12条第1項第8号ハに規定する火災予防上必要があると認める防火対象物の指定（令和3年志摩市消防長告示第3号）により、次のとおりとする。

政令別表第1に掲げる防火対象物で、次の各号のいずれかに該当するもののうち、令第7条第2項で定めるスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、固定式の泡消火設備、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備並びに粉末消火設備のいずれかの設備が必要となるものとする。

- 1 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上の防火対象物
- 2 地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が20,000平方メートル以上の特定防火対象物
- 3 地階の床面積の合計が5,000平方メートル以上の防火対象物